

号外

企広報たかやま

Takayama

新型コロナウイルス感染症に関する支援策特集

【9月議会に上程中の緊急経済対策】*制度(案)は下記のとおり

雇用を継続する事業者への支援【延長】

市雇用調整支援事業補助金を12月まで延長します。
この補助金は、一時的に労働者の休業などを行い、休業手当を支払った事業者が、国の雇用調整助成金を活用した際の自己負担額を助成します。

(例) 事業所(中小企業)の平均賃金が15,000円/日の場合
(10月以降)

「原則的な措置」の場合 15,000円

国助成 4/5(解雇あり) 12,000円	市助成 1,500円	自己負担 1,500円
-----------------------	------------	-------------

「地域特例*①」、「業況特例*②」の場合 15,000円

国助成 4/5(解雇あり) 12,000円	市助成 3,000円
-----------------------	------------

*12月以降の支援内容は、国の雇用調整助成金の取り扱いを踏まえ決定する予定です。

*①緊急事態宣言やまん延防止措置の指定を受けて営業時間短縮などに協力した場合

*②最近3カ月の売上が前年または前々年と比べて30%以上減少している場合

休業手当を受け取れなかった労働者への支援【延長】

市勤労者休業支援事業補助金を12月まで延長します。
この補助金は、休業中の休業手当を受け取ることができなかった労働者が、国の休業支援金を活用した際の自己負担額を助成します。

(例) 労働者の平均賃金が11,000円/日の場合
(10月以降)

「原則的な措置」の場合 11,000円

国助成 8割 8,800円	市助成 1,100円	自己負担 1,100円
---------------	------------	-------------

「地域特例*①」の場合 11,000円

国助成 8割 8,800円	市助成 2,200円
---------------	------------

*12月以降の支援内容は、国の休業支援金の取り扱いを踏まえ決定する予定です。

申込み 申請書に国の支給決定通知書などの必要書類を添付し窓口

問合せ 雇用・産業創出課 ☎ 35-3182

産業団体が行う消費活性化策の支援【再実施】

対象 市内事業者を中心に構成する組合や協会などの市内産業団体など

対象事業

①市内消費の活性化を図るための事業(割引・ポイント還元など)

②コロナ禍における環境変化への対応強化を図るための事業(新商品・サービスの共同開発など)【新規】

助成額 対象経費の2/3以内(上限:1団体500万円)

実施期間 10月1日(金)~令和4年3月31日(木)

申込み 12月28日(火)までに窓口・郵送

問合せ 商工振興課 ☎ 35-3144



体験プログラムの利用促進【新規】

市内に宿泊する観光客に体験プログラムを利用してもらえるように体験クーポン(国内観光客:3,000円分/人、外国人観光客:6,000円分/人)を宿泊施設で配布します。冬季の市内宿泊や市内消費の喚起、利用者によるSNSなどでの情報配信を促し、飛驒高山の魅力発信を図ります。

対象 本事業に登録された市内宿泊施設に宿泊する観光客

期間 12月1日(火)~令和4年3月13日(日)予定

宿泊施設および体験プログラム提供事業者

10月1日(金)から募集予定。詳細は広報たかやま10月号に掲載

問合せ 観光課 ☎ 35-3145 海外戦略課 ☎ 35-3346



利子補給金・保証料補給金の対象期間延長【延長】

新型コロナウイルス感染症の関連融資に係る利子および保証料の支援期間を以下のとおり延長します。

期間 令和4年3月31日(木)まで

問合せ 商工振興課 ☎ 35-3144



各種住宅関係補助制度の増額

各種住宅関係補助について、当初予定を上回る利用があったために予算を増額します。

各制度の内容については、P7~8の50~59番をご覧ください。



子ども子育て世帯の社会的孤立への緊急支援【新規】

子育て世帯の孤独や孤立感の軽減を図るため、以下の事業を実施します。

内容

①小学6年生までの子育て世帯を対象に、子育て支援員などによる家庭訪問、子どもの預かり、学習支援などを実施

②SNSを活用し、窓口へ出向かなくても気軽に相談できるサービスの提供や情報発信

③必要に応じて専門機関による支援へつなぐサービス連携

問合せ 子育て支援課 ☎ 35-3179



新型コロナウイルス感染症対策に関する支援策一覧

各制度は令和3年9月15日時点のものです。今後、内容などに変更がある可能性もありますので事前にお問い合わせください。

対 象	支援策 *【】内は制度の主体(例：【国】=国の制度)	概 要	問 合
【個人向け】生活支援			
生活資金に困っている	感染症の影響により収入が減少した世帯	1 生活福祉資金貸付制度【社会福祉協議会】	<ul style="list-style-type: none"> 据置期間や償還期限を延長した無利子・保証人不要の緊急小口資金等の特例貸付(上限20万円)を実施(～11月末) 社会福祉協議会 ☎35-0294
	生計を維持することが困難になった方	2 福祉金庫基金資金の貸付要件の緩和【市】	<ul style="list-style-type: none"> 他の融資を受けられない方を対象に生活資金の貸付(上限20万円)を実施(～11月末) 福祉課 ☎35-3139
	総合支援資金の特例貸付による再貸付が終了した方など	3 生活困窮者自立支援金【国】	<ul style="list-style-type: none"> 再貸付の最終貸付月が令和3年11月までの方などを対象に、3カ月間、支援金を支給(～11月末) 支給額(月額)：1人世帯6万円、2人世帯8万円、3人以上世帯10万円 日本学生支援機構奨学金相談センター ☎0570-666-301
	家計が急変した家庭の学生	4 高等教育就学支援新制度・貸与型奨学金【国】	<ul style="list-style-type: none"> 感染症の影響により学費などの支援が必要となった学生に、高等教育就学支援新制度(授業料等減免・給付型奨学金)および貸与型奨学金により支援 市福祉サービス総合相談支援センター ☎35-3002
	給与などを得る機会が当該個人の責に帰すべき理由、当該個人の都合によらないで減少している方など	5 住居確保給付金【国】	<ul style="list-style-type: none"> 離職、廃業後2年以内の者に加え、感染症などの影響で、離職や廃業と同程度の状況に至り、住居喪失または住居喪失のおそれが生じている方に対して家賃相当額を支給 家賃相当額を原則3カ月間支給 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金【国・市】
	令和2年4月から令和3年9月までの間に、事業主の指示により休業させられた労働者のうち、休業中に賃金(休業手当)を受けられなかった方	6 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金【国・市】	<ul style="list-style-type: none"> 休業手当の一部を給付 支給額：休業前の1日あたりの支給額(平均賃金額の80%、上限9,900円(または11,000円))×休業実績(各月の日数-就労または労働者の事業で休んだ日数) 国の休業支援金・給付金を活用する場合において、当該労働者の休業前の1日あたりの平均賃金額に休業実績の日数を乗じて得た額と国の支援金・給付金との差額(自己負担分)を補助 雇用・産業創出課 ☎35-3182
	県営住宅入居者および新規入居者 居住する住宅からの退去を余儀なくされた方	7 県営住宅による支援【国】	<ul style="list-style-type: none"> 家賃の支払いが困難な場合、収入減少後の所得階層に見合った家賃に減額 また、連帯保証人が見つからない場合、連帯保証人を免除 解雇などの理由により、住宅から退去を余儀なくされた方に対し、収入状況に関わらず県営住宅を一時提供 県住宅供給公社 ☎0584-81-8503
	市営住宅入居者および新規入居者 居住する住宅からの退去を余儀なくされた方	8 市営住宅による支援【市】	<ul style="list-style-type: none"> 家賃、敷金および駐車場使用料の支払いが困難な場合、収入の状況により減免または猶予 また、連帯保証人が見つからない場合、連帯保証人を免除 解雇などの理由により、住宅から退去を余儀なくされた方に対し、収入状況に関わらず市営住宅を一時提供 建築住宅課 ☎35-3176
	感染症の影響により失業した方や就労環境の悪化により就労の機会を失った方など	9 臨時職員の緊急雇用【市】	<ul style="list-style-type: none"> 各種支援事業の業務などを行う臨時職員(会計年度任用職員)を雇用 <雇用条件(フルタイム勤務の場合)> 勤務時間：7.75時間/日 月額給与：147,200円～ 雇用期間：令和3年5月～令和4年3月(最長) * 必要に応じて、市[HP]およびハローワークを通じて募集します。また、事前に臨時職員登録者カードを提出することで、臨時職員として雇用する制度もあります。 総務課 ☎35-3133
	新型コロナウイルスに感染したら	10 新型コロナウイルス感染症患者の入院医療費の公費負担【国】	<ul style="list-style-type: none"> 感染症法に基づき、感染者の自己負担をすべて公費負担 厚生労働省 結核感染症課 ☎03-5253-1111

ご不明な点は、新型コロナウイルス総合窓口(☎36-0024)までお問い合わせください。

対 象		支援策 *【】内は制度の主体(例：【国】=国の制度)	概 要	問 合
新型コロナウイルスに感染したら	給与などの支払いを受けている国民健康保険および後期高齢者医療加入者で感染症にかかったまたは疑いのある方で仕事を休んだ方	11 国民健康保険および後期高齢者医療における傷病手当金の給付【国・市】	<ul style="list-style-type: none"> 傷病手当金を給付 対象期間：仕事を休んだ日から起算して3日を経過した日(4日目)から1年6カ月を限度 対象日：対象期間のうち勤務することを予定していた日 手当金額：直近3カ月の1日あたり平均給与額の2/3×対象日数(対象日に受け取った給与などが手当金額を超える場合は支給しない) 	市民課 ☎ 35-3003
子どもがいる方のために	児童扶養手当の受給資格がある世帯または同じ水準となっているひとり親世帯	12 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)【国】	<ul style="list-style-type: none"> 低所得のひとり親世帯に対し、児童一人当たり一律5万円を支給 ①公的年金などを受給しており、令和3年4月分の児童扶養手当が支給されていない方 ②感染症の影響により収入が児童扶養手当受給者と同水準となっている方 *ひとり親世帯以外分との併給は不可 	子育て支援課 ☎ 35-3140
	令和3年度の住民税が非課税または令和3年1月1日以降それに準ずる収入となっている子育て世帯	13 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)【国】	<ul style="list-style-type: none"> 低所得の子育て世帯に対し、児童一人当たり一律5万円を支給 ①令和3年5月分以降、新規に児童手当受給者となり、住民税均等割が非課税の方(申請不要) ②令和3年3月31日時点で18歳未満の児童(障がい児の場合、20歳未満)を養育する父母などで、令和3年度分の住民税均等割が非課税である方または令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となっている方 *ひとり親世帯分との併給は不可 	
納税などの特例	自家用乗用車を取得される方	14 自動車税の軽減措置の延長【県】	<ul style="list-style-type: none"> 自動車税環境性能割の税率を1%軽減(令和3年12月31日までに取得したもの) 	飛騨県税事務所 ☎ 33-1111
	感染症により主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯 感染症の影響により世帯の主たる生計維持者の事業収入等が一定程度下がった世帯	15 国民健康保険料および後期高齢者医療保険料の減免、支払い猶予など【国・市】	<ul style="list-style-type: none"> 【主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯】 申請により保険料を全額免除 【主たる生計維持者の事業収入などが減少する世帯】 次の要件の全てに該当する世帯について、申請により前年の合計所得金額の区分に応じて、対象保険料額の2/10～10/10を減免 ①主たる生計維持者の事業収入などが前年の3/10以上減少したこと ②世帯の前年の合計所得金額が1,000万円以下であること ③減少することが見込まれる主たる生計維持者の事業収入など以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること 	市民課 ☎ 35-3495
	感染症の影響により納付が困難な方		<ul style="list-style-type: none"> 保険料について、申請により支払期限を最大6カ月猶予 	
	感染症の影響により、国民年金保険料の納付が困難な方		<ul style="list-style-type: none"> 国民年金保険料の免除申請(臨時特例申請) 感染症の影響により業務が失われたなどにより収入が減少した方 当年中の所得見込額が保険料免除基準相当または学生納付特例基準相当になることが見込まれる方 	
感染症の影響により世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った第1号被保険者 感染症の影響により主たる生計維持者の事業収入などの減少が見込まれる第1号被保険者	16 介護保険料の減免、支払い猶予【国・市】	<ul style="list-style-type: none"> 【世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った第1号被保険者】 申請により介護保険料を全額免除 【主たる生計維持者の事業収入などの減少が見込まれる第1号被保険者】 次の要件の全てに該当する方について、申請により前年の合計所得金額の区分に応じて、対象保険料額の8/10または10/10を減免 ①事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入のうちいずれかが前年度の当該事業収入などの額の3/10以上減少したこと ②減少が見込まれる事業収入などに係る所得以外の前年所得の合計額が400万円以下であること 	高年介護課 ☎ 35-3178	
感染症の影響により納付が困難な方		<ul style="list-style-type: none"> 介護保険料の毎月の支払いについて、申請により支払期限を最大6カ月猶予 		

対 象	支援策 *【】内は制度の主体(例：【国】=国の制度)	概 要	問 合	
【事業者向け】雇用継続				
従業員を休業させたい	労働者を一時休業、教育訓練または出向を行うことで、労働者の雇用の維持を図った事業者	17 雇用調整助成金【国・市】 *詳細は表紙	<ul style="list-style-type: none"> 休業手当、賃金などの一部を助成 特例措置の期間(9月30日まで)は、1日当たり支給上限額を13,500円、助成率を4/5(大企業にあっては2/3)(令和2年1月24日以降解雇などを行っていない場合には、助成率を9/10(大企業にあっては3/4)) 地域特例および業況特例に該当する場合は、1日当たり支給上限額15,000円、助成率を4/5(令和3年1月8日以降解雇などを行っていない場合は10/10) 雇用保険被保険者でない非正規労働者の休業も対象 	ハローワーク高山 ☎32-1144
			<ul style="list-style-type: none"> 国の雇用調整助成金を活用して、雇用の安定および事業活動の継続、収束期を見据えた雇用の確保の取り組みを支援するため、雇用調整助成金にかかる労働者の休業手当相当額と国の助成金額との差額(事業者負担分)を補助 	雇用・産業創出課 ☎35-3182
従業員を休業させたい	在籍型出向により労働者の雇用の維持を図った事業者	18 産業雇用安定助成金【国・市】	<ul style="list-style-type: none"> 出向運営経費や出向初期経費の一部を助成 出向運営経費の助成率は、中小企業4/5、中小企業以外2/3。解雇などを行っていない場合は、中小企業9/10、中小企業以外3/4 出向初期経費の助成額は、出向者1人当たり10万円。一定の要件を満たす場合は、さらに5万円を上乗せ 	ハローワーク高山 ☎32-1144
			<ul style="list-style-type: none"> 国の産業雇用安定助成金を活用する場合において、出向元事業主が負担する出向運営経費と、国から支給される出向運営経費に係る助成額との差額(事業者負担分)を補助 	雇用・産業創出課 ☎35-3182
従業員の雇用を継続させたい	在籍型出向により労働者の雇用の維持を図るため人材の受入れを行った事業者	19 労働力シェア促進交付金【県】	<ul style="list-style-type: none"> 県が運営するマッチングサイトに掲載された求人情報などによる出向で受け入れた人材を県内の事業所において従事させ、出向元と受入先の事業者間で在籍型の出向契約を締結するなど一定の要件を満たした場合に助成 支給額：出向契約の成立1人あたり5万円 	県産業人材課 ☎058-272-8406
離職した求職者を雇用したい	新型コロナウイルス感染症の影響で離職された求職者を試行的に雇用した事業者	20 トライアル雇用助成金【国】	<ul style="list-style-type: none"> 事前にトライアル雇用求人を出向元からハローワークに提出し、ハローワークの紹介により対象者を原則3カ月の有期雇用で雇入れ、一定の要件を満たした場合に助成 支給額：トライアルコース：月額最大4万円 短時間トライアルコース：月額最大2.5万円 	ハローワーク高山 ☎32-1144
	新型コロナウイルス感染症の影響で離職された求職者を正社員とした雇用した中小企業者	21 新型コロナウイルス感染症離職者雇用奨励金【県】	<ul style="list-style-type: none"> 対象労働者をハローワークからの紹介により正規雇用労働者として雇用し、6カ月以上継続雇用した場合に奨励金を支給 対象労働者1人あたり20万円(就職氷河期世代で前職が非正規雇用の場合は30万円) 	県労働雇用課 ☎058-272-1111 (内線3122)
新たに従業員を雇いたい	外国人技能実習生等を確保できない生産者	22 農業労働力確保緊急支援事業【国】	<ul style="list-style-type: none"> 代替人材確保に伴う賃金や交通費など掛かり増し経費を支援 補助額：実費 *上限あり 	農林水産省 就農女性課 ☎03-3502-6469
【事業者向け】事業継続				
経営を建て直したい	中小企業者など農林漁業者など	23 月次支援金【国】	<ul style="list-style-type: none"> 緊急事態措置またはまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・営業時間短縮または不要不急の外出・移動の自粛により、2021年4～9月のそれぞれの月の売上が50%以上減少した場合に、月ごとに法人は20万円以内、個人事業者は10万円以内で給付 市の事業継続応援給付金との併給は可 	月次支援金事業 コールセンター ☎0120-211-240 ☎03-6629-0479

ご不明な点は、新型コロナウイルス総合窓口(☎36-0024)までお問い合わせください。

対 象		支援策 *【】内は制度の主体(例：【国】=国の制度)	概 要	問 合
経営を建て直したい	県内に本店または主たる事務所を有する中小企業者など 農林漁業者など	24 売上減少事業者等支援金 【県】	<ul style="list-style-type: none"> 緊急事態措置、まん延防止等重点措置または岐阜県の非常事態宣言等独自措置に伴う飲食店の休業・営業時間短縮または不要不急の外出・移動の自粛などの影響により、2021年4～6月のそれぞれの月の売上が30%以上50%未満減少した場合に、月ごとに法人は10万円以内、個人事業者は5万円以内で給付 4月は売上が50%以上減少していても、国の月次支援金の対象とならない場合は給付対象 市の事業継続応援給付金との併給は可 2021年8・9月も給付予定(詳細未定) 	県支援金コールセンター ☎058-272-8310
	市内事業者のうち ①対面販売・対面サービス事業者 ②観光関連事業者 ③取引事業者	25 事業継続応援給付金 【市】	<ul style="list-style-type: none"> 県による非常事態宣言や市がまん延防止等重点措置区域に指定されたことにより、2021年5月または6月の売上が10%以上減少している場合に、1事業者あたり1回に限り、10万円を給付(県による時短要請協力金や県独自の一時支援金の支給対象ではないこと) 申請期限：9月30日(休) 	商工振興課 雇用・産業創出課 (事業継続応援給付金係) ☎35-3183
	畜産農家 (肉用子牛生産)	26 肉用子牛流通円滑化緊急対策事業 【国】	<ul style="list-style-type: none"> 感染症の影響による肉用子牛の出荷の停滞が懸念されるため、肉用牛の計画出荷に係る掛かり増し経費を支援(飼料費など) 補助率 定額(経費により算出) 	県畜産振興課 ☎058-272-8447
	畜産農家 (肥育牛生産)	27 肥育牛経営等緊急支援特別対策事業 【国】	<ul style="list-style-type: none"> 感染症の影響による国内外の需要減少により経営悪化が懸念されるため、経営体質の強化に係る経費を支援 補助率 定額(1頭あたり2～5万円) 	
	畜産農家 (肉用子牛生産)	28 優良肉用子牛生産推進緊急対策事業 【国】	<ul style="list-style-type: none"> 肉用子牛の全国平均単価が発動標準を下回った場合に、経営改善のための取り組みを行う生産者に対して、販売頭数に応じた奨励金を交付 補助率 定額(1頭あたり1万円または3万円) 	
中小企業者	29 生産性改革推進事業の拡充 【国・市】	<ul style="list-style-type: none"> 社会経済の変化に対応したビジネスモデルへの転換に向けた中小企業などの取り組みを支援 対象：ものづくり補助金(低感染リスク型ビジネス枠) 持 続 化 // (//) I T 導 入 // (//) 		
前向きな投資をしたい	中小企業者、中堅企業	30 中小企業等事業再構築促進事業 【国・市】	<ul style="list-style-type: none"> 事業者の負担を軽減するため、自己負担分の一部を補助 	商工振興課 ☎35-3144
	中小企業者	31 市内金融機関が取り扱う融資・危機関連対応資金 ・県返済ゆったり資金 ・新型コロナウイルス経営改善資金 ・県経済変動対策資金 ・新型コロナウイルス感染症にかかる特別融資 【県・市】	<ul style="list-style-type: none"> 売上などが減少している事業者の資金繰りを支援(融資ごとに必要となる要件は異なる) ＜融資条件＞融資限度額：1億円 償還期間：10年以内(据置5年以内) 融資条件は融資制度により異なる。 	市内金融機関 県商業・金融課 ☎058-272-8389
資金繰りのための融資を受けたい	中小企業者	31 市内金融機関が取り扱う融資・危機関連対応資金 ・県返済ゆったり資金 ・新型コロナウイルス経営改善資金 ・県経済変動対策資金 ・新型コロナウイルス感染症にかかる特別融資 【県・市】	<ul style="list-style-type: none"> 事業者の負担を軽減するため、市による支援を追加(令和4年3月までの融資実行分(予定)) 利子：3年間全額補給 保証料：全額補給 	商工振興課 ☎35-3144

対 象	支援策 *【】内は制度の主体(例：【国】=国の制度)	概 要	問 合	
資金繰りのための融資等を受けたい	中小企業者	32 日本政策金融公庫が取り扱う融資 ・新型コロナウイルス感染症特別貸付 ・経営環境変化対応資金(セーフティネット資金) ・コロナマル経融資(小規模事業者経営改善資金) ・新型コロナウイルス感染症にかかる衛生環境激変特別貸付【県・市】	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の資金繰りを支援(融資ごとに必要となる要件は異なる) ＜融資条件＞融資限度額：7.2億円(中小企業事業) 6千万円(国民生活事業) 償還期間：運転15年以内、設備20年以内(いずれも据置5年以内) 融資条件は融資制度により異なる 新型コロナウイルス感染症特別貸付、マル経融資(小規模事業者経営改善資金)については国による利子補給あり(金額上限・条件あり)(12月30日(木)までの融資実行分) 	市内金融機関 県商業・金融課 ☎058-272-8389
	農林漁業者	33 農林漁業セーフティネット資金【日本政策金融公庫】	<ul style="list-style-type: none"> 資金繰りに著しい支障をきたしている農林漁業者に対し、経営の維持安定に必要な長期運転資金を貸付 利率：貸付当初5年間実質無利子、実質無担保、貸付限度額1,200万円など(12月30日(木)までの貸付決定分) 	日本政策金融公庫 市内金融機関 ☎0120-926-478
	林業・木材産業運営者	34 林業・木材産業災害復旧対策保証【(独)農林漁業信用基金】	<ul style="list-style-type: none"> 経営の維持安定が困難な運営者に対する貸付 債務保証の当初5年間の保証料免除、保証限度額8,000万円 *申込窓口は、取引先の金融機関 	(独)農林漁業信用基金 ☎03-3434-7826 ☎03-3434-7827
	社会福祉施設などの運営事業者	35 社会福祉施設などに対する融資【(独)福祉医療機構】	<ul style="list-style-type: none"> 事業を継続することが困難な運営事業者に対し、通常よりも有利な条件で貸付 貸付利率：当初5年間6,000万円(新型コロナウイルス感染者が出たことによる休業などにより減収となった入所施設(地域密着型は除く)は1億円)まで無利子、当該金額を超えた部分は0.2%、6年目以降0.2% 	(独)福祉医療機構 ☎0120-343-862 ☎03-3438-0403
	売上が一定程度減少した中小企業者	36 セーフティネット保証【信用保証協会】	<p><保証4号></p> <ul style="list-style-type: none"> 直近の売上が前年より20%以上減少した事業者に対して、通常の保証枠とは別枠で、2.8億円まで借入債務枠を追加 <p><保証5号></p> <ul style="list-style-type: none"> 感染症の影響が生じている対象業種で、直近の売上が前年より5%以上減少した事業者などに対して、通常の保証枠とは別枠で、2.8億円まで借入債務枠を追加 	商工振興課 ☎35-3144 岐阜県信用保証協会高山支店 ☎33-5014
	売上が一定程度減少した中小企業者	37 危機関連保証【信用保証協会】	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の影響により、直近の売上が前年より15%以上減少した事業者に対して、通常の保証枠およびセーフティネット保証の保証枠とは更に別枠で、2.8億円まで借入債務枠を追加 	
	中小企業者	38 危機対応融資【商工組合中央金庫】	<ul style="list-style-type: none"> 直近の売上が前年より5%以上減少した事業者に対する資金繰り支援として貸付を実施(融資後3年間で金利0.9%引下げ) 国による利子補給あり(金額上限・条件あり) ＜融資条件＞融資限度額：3億円 償還期間：運転15年以内、設備20年以内(いずれも据置5年以内) 融資条件：1.11% 	商工組合中央金庫 ☎0120-542-711 新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局 ☎0570-060515

ご不明な点は、新型コロナウイルス総合窓口(☎36-0024)までお問い合わせください。

対 象		支援策 *【】内は制度の主体(例：【国】=国の制度)	概 要	問 合
資金繰りのための融資等を受けたい	市制度融資利用者	39 経営安定特別資金融資の条件変更 【市】	<ul style="list-style-type: none"> 市制度融資の利用者が一定期間の返済猶予等の条件変更を受ける際に追加で必要となる保証料を全額支給(令和4年3月までの条件変更分(予定)) 	市内金融機関 商工振興課 ☎ 35-3144
		40 小口融資の条件変更 【市】		
		41 創業支援資金融資の条件変更 【市】		
	新型コロナウイルス関連融資利用者	42 新型コロナウイルス関連融資の条件変更 【市】		
納税等の特例	新規に設備投資を行う中小事業者	43 固定資産税の特例措置の拡充・延長 【国】	<ul style="list-style-type: none"> 生産性向上のための設備投資にかかる償却資産に対する固定資産税をゼロとする 	税務課 ☎ 35-3627
	自家用乗用車を取得される方	44 自動車税の軽減措置の延長 *再掲 【県】	<ul style="list-style-type: none"> 自動車税環境性能割の税率を1%軽減(令和3年12月31日までに取得したもの) 	県税事務所 ☎ 33-1111
【みんなで応援】消費喚起				
みんなで応援しよう	主として市内事業者または市内の複数の産業団体などにより構成され、その経済活動に対する支援を目的として組織された団体	45 産業団体等消費活性化策支援事業補助金<第2弾> 【市】	<ul style="list-style-type: none"> 産業団体などが自らの経済活動の維持と市内産業の活性化を図るために実施する事業に対して支援 対象経費：割引、プレミアム商品券、ポイント還元などに係る経費 補助率：2/3、補助上限：500万円 実施期間：～9月30日(木) 	商工振興課 ☎ 35-3144
	主として市内事業者または市内の複数の産業団体などにより構成され、その経済活動に対する支援を目的として組織された団体	46 産業団体等消費活性化策支援事業補助金<第3弾>(予定) 【市】	<ul style="list-style-type: none"> 産業団体などが自らの経済活動の維持と市内産業の活性化を図るために実施する事業に対して支援 対象経費：割引、プレミアム商品券、ポイント還元、新商品・サービスの共同開発などに係る経費 補助率：2/3、補助上限：500万円 実施期間：10月1日(金)～令和4年3月31日(木) 	
	教育旅行で市内に宿泊する小中高等学校など	47 飛騨高山教育旅行クーポンの発行 【市】	<ul style="list-style-type: none"> 教育旅行による来高誘致や市内消費などを促すため、教育旅行で当市に宿泊する学校に対し、取扱い加盟店で使用できるクーポン(一人当たり1,000円分)を発行 発行対象：令和4年2月28日(月)までに教育旅行で市内に宿泊する学校 	(一社)飛騨・高山観光コンベンション協会 ☎ 36-3315
	市内に宿泊する観光客	48 体験プログラムの利用促進(予定) 【市】	<ul style="list-style-type: none"> 市内宿泊施設に宿泊する観光客に体験クーポンを配布(国内観光客：3,000円分/人、外国人観光客：6,000円分/人) 利用期間：12月1日(水)～令和4年3月13日(日)予定 	観光課 ☎ 35-3145 海外戦略課 ☎ 35-3346
	貸切バス・タクシー事業者が加盟する団体、路線バス運行事業者	49 公共交通利用促進補助金 【市】	<ul style="list-style-type: none"> 貸切バス・タクシーの利用や、路線バス・貸切バス・タクシーによる旅行ツアー企画の利用に対して支援(料金の割引に対する支援) 補助率：10/10(ただし、補助上限あり) 県内の移動に限る(ただし、松本市含む) *岐阜県に緊急事態宣言などが発令されている期間は対象外 実施期間：～12月31日(金) 	都市計画課 ☎ 57-7444
木造建築物の建築主、市内建築事業者	50 匠の家づくり支援事業補助金の拡充 【市】	<ul style="list-style-type: none"> 住宅建築関係の助成制度の補助単価などを拡充 補助対象：主な構造材の60%以上に市産材を使用する建築物 補助率など：市産材の使用量に対し、2万円/m²→4万円/m²(拡充分は、家具・木製品等の購入費用に対し助成) 補助上限：新築 50万円→100万円 増改築 20万円→40万円 	林務課 ☎ 35-3143	

対 象	支援策 *【】内は制度の主体(例：【国】=国の制度)	概 要	問 合	
みんなで 応援しよう	65歳以上の高齢者がいる世帯	51 高齢者住宅バリアフリー改修助成の拡充【市】	<ul style="list-style-type: none"> 住宅建築関係の助成制度の補助率などを拡充 補助対象：生活の維持向上や自立の助長につながると思われる建築工事など 補助率等：1/2→2/3 補助上限：37.5万円→50万円 *市内に本店、支店などを有する事業者に発注する場合 	高年介護課 ☎ 35-3178
	中心市街地以外から中心市街地へ移住し、自己の居住のために住宅を新築、取得・改修する方	52 まちなか定住促進事業補助金の拡充【市】	<ul style="list-style-type: none"> 住宅建築関係の助成制度の補助率などを拡充(新築・改修の場合のみ) 補助率等：1/2→2/3 補助上限：100万円→133.3万円(市外からの移住の場合150万円→200万円) 	(株)まちづくり飛騨高山 ☎ 57-8765
	飛騨地域以外から永住の意思を持って市内に転入する方	53 飛騨高山ふるさと暮らし・移住促進事業補助金の拡充【市】	<ul style="list-style-type: none"> 住宅建築関係の助成制度の補助率などを拡充 補助対象：空家の改修費用 補助率等：1/2→2/3 補助上限：100万円→133.3万円 	ブランド戦略課 ☎ 35-3001
	新たに三世代以上で同居などをするために住宅を新築、取得、改修する方	54 子育て住環境整備事業補助金の拡充【市】	<ul style="list-style-type: none"> 住宅建築関係の助成制度の補助率などを拡充(新築・増改築・改修の場合のみ) 補助率等：1/2→2/3 補助上限：100万円→133.3万円(近居の場合50万円→66.6万円) *今年度で終了予定 	子育て支援課 ☎ 35-3179
	市街地景観保存区域内の建造物の所有者	55 市街地景観保存区域建造物修景事業補助金の拡充【市】	<ul style="list-style-type: none"> 住宅建築関係の助成制度の補助率などを拡充 補助対象：市街地景観保存計画の第2種保存区域の保存基準に適合した修景工事 補助率等：2/3→3/4 補助上限：200万円→225万円 *市内に本店、支店などを有する事業者に発注する場合 	都市計画課 ☎ 35-3180
	景観重要建造物の所有者	56 景観重要建造物修景事業補助金の拡充【市】	<ul style="list-style-type: none"> 住宅建築関係の助成制度の補助率などを拡充 補助対象：景観重要建造物の外観を維持向上させる修景工事 補助率等：2/3→3/4 補助上限：500万円→562.5万円 *市内に本店、支店などを有する事業者に発注する場合 	
	板塀などを新設・改修する方	57 景観形成事業(塀等設置)補助金の拡充【市】	<ul style="list-style-type: none"> 住宅建築関係の助成制度の補助率などを拡充 補助率等：1/3→1/2(景観重点区域等 2/3→3/4) 補助上限：1.8mあたり5万円→7.5万円、1カ所あたり30万円→45万円(景観重点区域等 1.8mあたり10万円→11.2万円、1カ所あたり60万円→67.5万円) *市内に本店、支店などを有する事業者に発注する場合 	
	ブロック塀、石造、れんが造その他積造による塀の所有者	58 ブロック塀等対策事業補助金の拡充【市】	<ul style="list-style-type: none"> 住宅建築関係の助成制度の補助率などを拡充 補助対象：倒壊の恐れのあるブロック塀の撤去など 補助率等：1/2→2/3 補助上限：30万円→40万円 	建築住宅課 ☎ 35-3159
地域の伝統的な技法により新築または既存の建築物の修景工事を行う方	59 伝統的大工技術等継承事業補助金の拡充【市】	<ul style="list-style-type: none"> 住宅建築関係の助成制度の補助率などを拡充 補助率等：1/3→1/2 補助上限：50万円→75万円 		

編集・発行／高山市企画部広報公聴課

〒506-8555 岐阜県高山市花岡町2丁目18番地
 TEL／0577-32-3333(代)
 FAX／0577-32-7000(市長室直通)
 FAX／0577-35-3174(広報公聴課直通)

E-mail／kouhou@city.takayama.lg.jp

HP／<https://www.city.takayama.lg.jp/>
 携帯用HP／<http://mobile.city.takayama.lg.jp/>
 防災行政無線の内容は電話でも確認できます
 ☎0180-995-690